

●当院では、医療保険給付外の負担として、町立西和賀さわうち病院使用料及び手数料規則に定める利用料の負担を、下記によりお願いしております。

1 健康診断料

(1) 個人健康診断料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。) 別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。) 又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)に定める初診料の規定により算定した額(検査等を行った場合にあっては、これらの額に医科点数表及び歯科点数表の規定に基づき算定した額を加算した額)とする。

(2) 集団健康診断料

1人につき(1)により算定した額の100分の80に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。)とする。

2 予防接種料

医科点数表の初診料又は再診料及び注射料の規定に基づき算定した額に使用した薬剤の購入価格に相当する額を加算した額とする。

3 検診料

1の(1)により算定した額とする。ただし、西和賀町との契約に基づく検診については、当該契約に基づく額とする。

4 受託検査料

医科点数表の検査料等の規定に基づき算定した額の100分の80に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。)とする。